

社会福祉法人ななくさ 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ななくさ（以下、法人という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 施設の職員を兼務する役員又は職員の勤務時間内に開催される理事会及び評議員会の場合は適用しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給日及び支払方法)

第6条 支払いの事実が発生した後、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

2 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

3 旅費等の支払日については、第6条4項によるものとする。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日より施行する。

この規程の施行に伴い、以下の規程を廃止する。

- ・平成11年 6月21日に施行の社会福祉法人ななくさ役員報酬等支給規定
- ・平成15年 4月 1日に施行の社会福祉法人ななくさ評議員謝金支給規定

別表1（日額）

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|-----------|-----------------|--------|
| 理事会出席報酬等 | 1日4時間以内 7,000円 | 3,000円 |
| | 1日4時間以上 14,000円 | |
| 評議員会出席報酬等 | 1日4時間以内 7,000円 | 3,000円 |
| | 1日4時間以上 14,000円 | |

別表2（日額）

| 名 称 | 報 酬 | 費用弁償費 |
|--------------|---------|--------|
| 理事長業務報酬等 | 15,000円 | 3,000円 |
| 理事及び評議員業務報酬等 | 10,000円 | 3,000円 |
| 監事監査指導報酬等 | 10,000円 | 3,000円 |

別表3（日額）

| 旅 費 | 宿 泊 費 | 報 酬 | その他 |
|-----|---------|---------|-----|
| 実 費 | 15,000円 | 10,000円 | 実 費 |